

令和8年度 米沢市障がい者就労施設等からの物品等調達方針

第1 趣旨

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「法」という。）第9条第1項の規定に基づき、障害者就労施設等（以下「施設等」という。）からの物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達の推進を図るための基本的な方針（以下「調達方針」という。）を定めることにより、本市における障がい者優先調達の一層の推進を図り、障がい者の自立の促進に資することを目的とする。

第2 調達の対象となる施設等

調達方針の対象となる施設等は、法第2条第4項で規定する別表に掲げる施設等とする。

第3 調達方針の適用範囲

この調達方針の適用範囲は、本市の全ての機関とする。

第4 調達の対象品目

調達を推進すべき物品等は、施設等で提供可能なもので以下に示すようなものとする。

（1）物品

- ・食品類（弁当、菓子類等）
- ・生活雑貨（せっけん、アクリルたわし等）
- ・農作物（花苗、園芸用土等）

（2）役務

- ・軽作業（折込チラシ梱包、袋詰め、包装、組立て等）
- ・草刈り、清掃、花壇管理作業
- ・解体作業
- ・回収作業

第5 調達の目標

調達の目標額は、物品及び役務の合計調達額6,310,000円とする。

第6 調達の推進に関する本市の具体的方策

（1）施設等が提供可能な物品等に関する情報提供

障害者就労施設等から提供可能な物品及び役務等の情報を収集し、各部署に情報提供する。

（2）各部署が必要とする物品等に関する情報提供

各部署が必要とする物品及び役務等を調査し、その結果を施設等へ伝え、商品開発等を促すとともにマッチングを行う。

（3）随意契約制度の活用等

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定に基づく随意契約の取扱いにより物品等の優先調達を進めるとともに、前項に基づく情報の活用を基に、施設等からの物品等の調達に努める。

（4）施設等に対する発注時の配慮

施設等への発注に当たっては、適正な価格、機能及び品質を確保しつつ、当該施設等の物品等の提供能力に合わせ、納期、発注量等の仕様について、適切に配慮するよう努める。

第7 調達方針、調達実績の公表等

毎年度、調達実績を本市ホームページや本市広報誌等で公表するとともに、調達実績等を勘案し、必要に応じて調達方針の見直しを行うものとする。

第8 担当部署

この方針に関する担当は、健康福祉部社会福祉課とする。

【別表】

調達の対象となる施設等

施設等の区分	説 明
就労継続支援 (A型、B型)	障害者総合支援法第5条第14項に規定され、一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う事業所。
就労移行支援	障害者総合支援法第5条第13項に規定され、一般企業等への就労を希望する人に、一定期間就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な支援を行う事業所。
生活介護	障害者総合支援法第5条第7項に規定され、常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排泄、食事の介助等を行うとともに、創作活動又は生産活動の機会を提供する事業所。
障害者支援施設	障害者総合支援法第5条第11項に規定する障害者支援施設（就労移行支援、就労継続支援、生活介護を行うものに限る）。
地域活動支援センター	障害者総合支援法第5条第25項に規定され、創作活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流等を行う事業所。
小規模作業所	障害者基本法第2条第1号に規定する障害者の地域社会における作業活動の場として同法第18条第3項の規定により必要な費用の助成を受けている施設。
特例子会社	障害者の雇用の特例の配慮をし、雇用される障害者数や割合が一定の基準を満たすものとして厚生労働大臣の認定を受けた会社。
重度障害者多数雇用事業所	重度身体障害者等を常時労働者として多数雇い入れるか継続して雇用している事業主。
在宅就業障害者	自宅等において物品の製造、役務の提供等の業務を自ら行う障がい者。
在宅就業支援団体	在宅就業障害者に対する援助の業務等を行う団体。